



2021年10月1日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号  
会 社 名 SBIホールディングス株式会社  
(コード番号 8473 東証第一部)  
代 表 者 代表取締役社長 北尾吉孝  
問い合わせ先 責任者 役職名 執行役員  
勝地英之  
電 話 番 号 03・6229・0100 (代表)

会 社 名 SBI地銀ホールディングス株式会社

当社らからの質問項目に対する

株式会社新生銀行（証券コード：8303）からの回答状況に関するお知らせ

当社及び当社の完全子会社である SBI 地銀ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」とい、当社と併せて「当社ら」といいます。）は、公開買付者が実施している株式会社新生銀行（以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2021年9月24日付の「株式会社新生銀行（証券コード：8303）からの「公開買付期間終了日の延長要請」に対する当社の対応について」において、当社らのみならず対象者の全ての株主の保護と株主利益に資する3つの質問項目（以下「9月24日付当社ら質問項目」といいます。）を対象者に提示し、2021年10月1日正午を目指してご回答いただくよう求めており、その後2021年9月28日付の「株式会社新生銀行（証券コード：8303）の意見表明報告書による質問に対する回答に関するお知らせ」及び2021年9月29日付の「株式会社新生銀行（証券コード：8303）に対する公開買付期間延長のお知らせ」においても繰り返し要請してまいりましたが、対象者は、2021年9月30日付の「SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けの買付条件等の変更等に関するお知らせ」において、「公開買付けにおける手続き外で回答を行うのではなく、公開買付者が提出した対質問回答報告書の内容とも合わせ、当行取締役会が本公開買付けを検討・評価し最終的な意見を取りまとめるにあたって、貴重なご指摘として参考にさせていただきます。」と説明するのみで、9月24日付当社ら質問項目について、本日時点において未だ回答しておらず、回答するか否かや、回答する時期についても全く示しておりません。

当社らは、9月24日付当社ら質問項目に対する回答を通じて対象者の現経営陣に早期に自らの企業価値向上策をお示しいただくことは、対象者の株主の皆様が、対象者の現経営陣による企業価値向上策と当社らが提案する施策のいずれが対象者の全てのステークホルダーの皆様にとって望ましいものであるかについて適切なご判断を下していただく上で必須と考えております。また、9月24日付当社ら質問項目は、対象者経営陣としてこれまでに十分議論・検討していることが当然の事項であり、また、公開買付者が提出した対質問回答報告書の内容を踏まえなければ回答できないものではあ

りませんので、その回答に時間を要するものではないはずであると考えております。そのため、9月24日付当社ら質問項目に対して、当社らが要請した期限内にご回答をいただけなかつたことについては合理的な理由を見出しがたく、かかる対象者の姿勢は、対象者の株主の皆様のために十分な時間と情報を確保すべく公開買付期間を延長することを要請してきた対象者自身の立場と矛盾するものと言わざるを得ません。

当社らとしては、対象者の株主の皆様によるご検討・ご判断に資するために必要な情報提供を適時に行なうことは対象者経営陣の当然の責務と考えていることから、当社らは9月24日付当社ら質問項目について可及的速やかにご回答いただくよう、引き続き対象者に強く要請するとともに、2021年9月28日付で公開買付者が提出した対質問回答報告書において既に対象者に質問している、対象者が買収防衛策に係る対抗措置を発動する場合に割り当てられる甲種新株予約権及び乙種新株予約権1個あたりの目的となる株式の数につきましても、対抗措置の発動に伴い当社らに発生する影響の程度を把握するだけでなく、本公開買付けに応じるかを判断する上で対象者の株主の皆様にとって重要な情報となることから、明確かつ早急にお示しいただくよう引き続き対象者に強く要請してまいります。

また、当社らが、対象者から受領した2021年9月17日付「公開買付期間終了日の延長の要請」と題する書面に対する同月24日付回答書において提示した4つの項目の遵守についても、対象者の全ての株主の皆様の利益のために、引き続き対象者に強く要請してまいります。

以 上

\*\*\*\*\*  
本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBIホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126